

## 第7回 千葉県健康危機管理対策本部会議 次第

令和2年3月7日(土)

午後5時から

本庁舎5階 特別会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

(1) 新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

(2) その他

### 3 閉 会

# 千葉県健康危機管理対策本部本部員名簿

令和2年3月7日(土)

本部長	千葉県知事
副本部長	副知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	総合企画部長
	防災危機管理部長
	健康福祉部長
	保健医療担当部長
	環境生活部長
	商工労働部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	会計管理者
	企業局長
	病院局長
	教育長
警察本部長	

健康危機対策本部会議席次  
令和2年3月7日

- 健康危機対策監  
(事務局長) ○
- 保健医療  
担当部長 ○
- 健康福祉部長 ○
- 森田 知事 ○  
(本部長)
- 高橋 副知事 ○  
(副本部長)
- 滝川 副知事 ○  
(副本部長)
- 総務部長 ○
- 総合企画部長 ○
- 企業局長 ○
- 病院局長
- 会計管理者
- 教育長
- 警察本部長
- 県土整備部長
- 農林水産部長
- 商工労働部長
- 環境生活部長
- 防災危機管理部長



- 秘書課長
- 特別秘書
- 疾病対策課員
- 疾病対策課員
- 疾病対策課長  
(事務局次長)
- 健康福祉政策課長
- 健康危機対策室長
- 健康福祉政策課員
- 健康福祉政策課員

# 新型コロナウイルス感染症患者等の発生状況について

令和2年3月7日

健康福祉部

県内での発生状況(患者22名:うち12名入院中・8名退院、無症状病原体保有者2名)

No.	年代	性別	居住地	区分	発症日	検査確定日	直近の症状	入院状況
患者1	20代	女性	千葉市	県内発生	1月20日	1月31日	—	退院
患者2	40代	男性	中国 (武漢市)	チャーター便	2月1日	1月30日	—	退院
患者3	30代	女性	中国 (武漢市)	県内発生	1月30日	2月4日	—	退院
患者4	40代	男性	中国 (武漢市)	県内発生	1月24日	2月5日	—	退院
患者5	50代	男性	中国 (武漢市)	チャーター便 (県内発生)	2月7日	2月10日	—	退院
患者6	20代	男性	市川市	県内発生	2月2日	2月13日	—	退院
患者7	70代	女性	市川市	県内発生	2月14日	2月20日	—	入院中
患者8	60代	男性	柏市	県内発生	2月6日	2月20日	—	入院中
患者9	60代	女性	市川市	県内発生	2月12日	2月21日	咳	入院中
患者10	50代	女性	東京都	県内発生	2月16日	2月22日	軽症	入院中
患者11	40代	男性	松戸市	県内発生	2月12日	2月22日	—	入院中
患者12	50代	男性	いすみ市	DPAT派遣 (県内発生)	2月22日	2月25日	—	退院
患者13	60代	男性	市川市	クルーズ	2月22日	2月25日	重症	入院中
患者14	70代	男性	四街道市	クルーズ	2月12日	2月26日	—	退院
患者15	20代	男性	船橋市	県内発生	2月22日	3月1日	—	入院中
患者16	80代	女性	市川市	県内発生	2月16日	3月3日	軽症	入院中
患者17	50代	男性	市川市	県内発生	2月24日	3月5日	発熱、咳 呼吸困難	入院中
患者18	50代	男性	市川市	県内発生	2月24日	3月6日	軽症	入院中
患者19	80代	女性	市川市	県内発生	2月26日	3月6日	中等症	入院中
患者20	60代	男性	市川市	県内発生	3月1日	3月6日	軽症	自宅待機

患者21	60代	女性	市川市	県内発生	3月2日	3月6日	軽症	自宅待機
患者22	20代	女性	松戸市	県内発生	2月28日	3月7日	軽症	入院
無症状 病原体 保有者1	50代	女性	中国 (武漢市)	チャーター便	—	1月30日	—	退院
無症状 病原体 保有者2	30代	女性	柏市	県内発生	—	2月21日	—	入院中

【今週の注目疾患】

【新型コロナウイルス感染症：第8報】

3月3日12時現在、日本ではこれまでに患者241例（国内事例230例、チャーター便帰国者事例11例）、無症状病原体保有者27例（国内事例23例、チャーター便帰国者事例4例）およびクルーズ船における事例706例（延べ4,089名の検査実施）の報告がある。国内では、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域では小規模な患者クラスター（集団）が把握されている。全世界では90,870例（うち死亡3,112例）の新型コロナウイルス感染症例が報告されており、うち中国本土から80,151例の報告となっている。WHOはリスク評価において、世界的なリスクを当初の「高い」から「非常に高い」に引き上げている。

・厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について

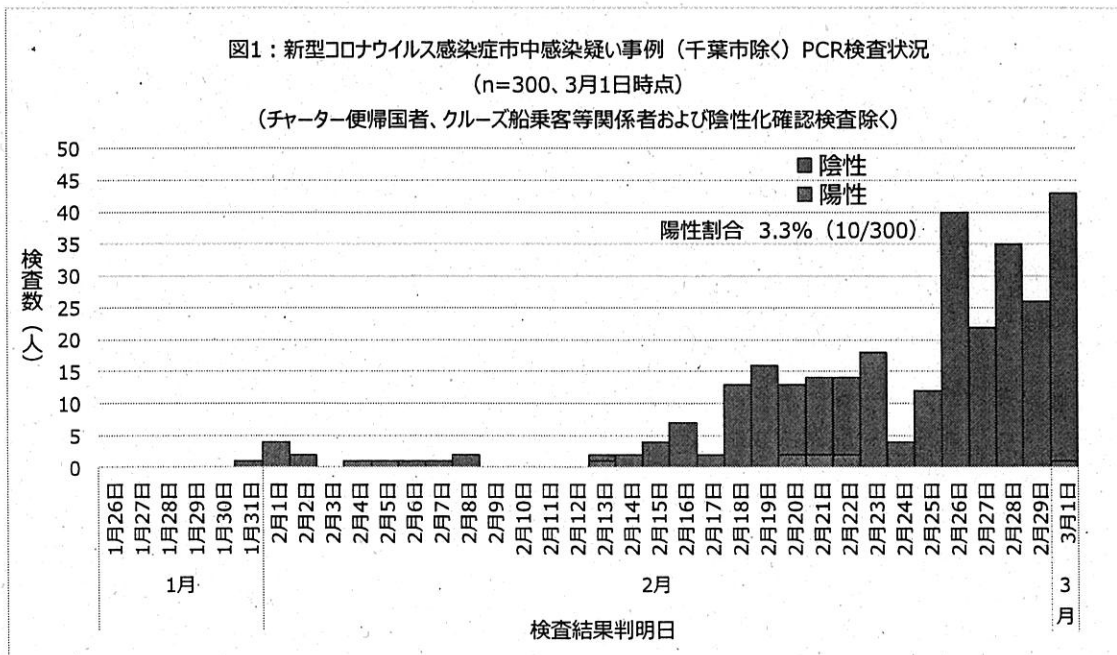
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#houdoutsuuchi](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#houdoutsuuchi)

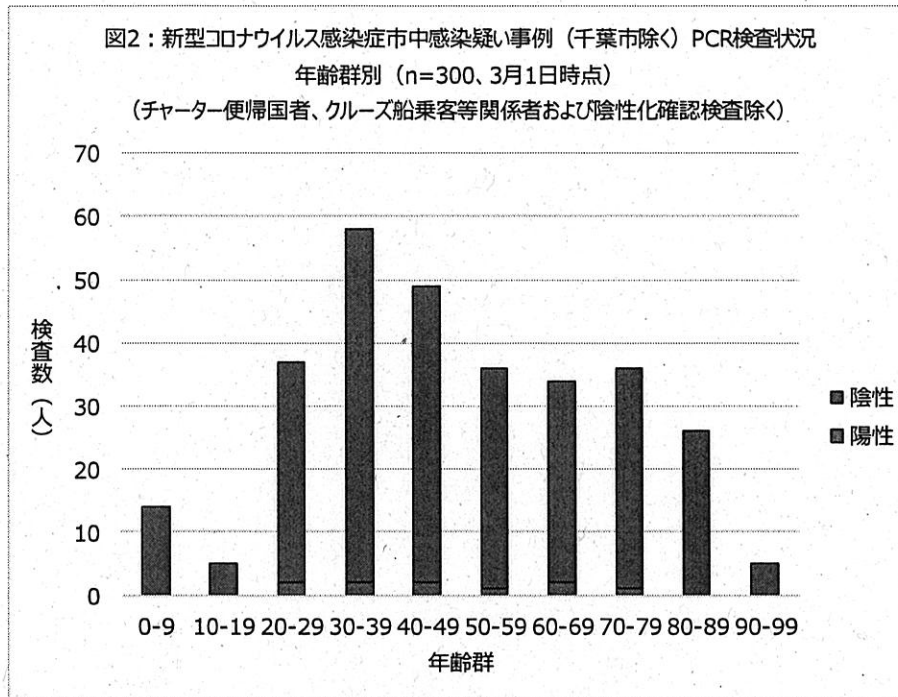
・World Health Organization (WHO)：Coronavirus disease 2019 (COVID-19) Situation Report-43

[https://www.who.int/docs/default-source/coronaviruse/situation-reports/20200303-sitrep-43-covid-19.pdf?sfvrsn=2c21c09c\\_2](https://www.who.int/docs/default-source/coronaviruse/situation-reports/20200303-sitrep-43-covid-19.pdf?sfvrsn=2c21c09c_2)

県衛生研究所では2020年第9週（2020年3月1日時点）までに749例（検体数897）について新型コロナウイルス感染症の検査を実施した。県内保健所（千葉市除く）から搬入された市中感染疑い事例は316例（うち陰性化確認16例）となっており、この他チャーター便関連事例89例（同15例）、クルーズ船関連事例344例（同63例）の検査を実施した。

そのうち市中感染疑い事例316例（検体数427）について、陰性化確認16例を除いた300例のうち陽性は10例（陽性割合：3.3%（10/300））であり、陽性は20代～70代において認められた（図1、図2）。





新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、この一両日で明らかになったこととして、以下の見解について発表しました。

・厚生労働省：新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00011.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00011.html)

(1) 症状の軽い人からの感染拡大

これまでは症状の軽い人からも感染する可能性があると考えられていましたが、この一両日中に北海道などのデータの分析から明らかになってきたことは、症状の軽い人も、気がつかないうちに、感染拡大に重要な役割を果たしてしまっていると考えられることです。なかでも、若年層は重症化する割合が非常に低く、感染拡大の状況が見えないため、結果として多くの中高年層に感染が及んでいると考えられます。

(2) 一定条件を満たす場所からの感染拡大

これまでに国内で感染が確認された方のうち重症・軽症に関わらず約80%の方は、他の人に感染させていません。一方で、一定条件を満たす場所において、一人の感染者が複数人に感染させた事例が報告されています。具体的には、ライブハウス、スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テント等です。このことから、屋内の閉鎖的な空間で、人と人が至近距離で、一定時間以上交わることによって、患者集団（クラスター）が発生する可能性が示唆されます。そして、患者集団（クラスター）が次の集団（クラスター）を生むことが、感染の急速な拡大を招くと考えられます。

### (3) 重症化する患者さんについて

これまでにわかってきたデータでは、感染が確認された症状のある人の約80%が軽症、14%が重症、6%が重篤となっています。しかし、重症化した人も、約半数は回復しています。重症化する患者さんも、最初は普通の風邪症状(微熱、咽頭痛、咳など)から始まっており、その段階では重症化するかどうかの区別がつきにくいです。重症化する患者さんは、普通の風邪症状が出てから約5~7日程度で、症状が急速に悪化し、肺炎に至っています。

現在は大規模な感染拡大を防ぎ、感染の流行を早期に終息させるため、クラスター(集団)が次のクラスター(集団)を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていく必要があります。また、こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持ちます。

風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に一人ひとりの咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえて、感染の不安から適切な相談なく医療機関を受診することや、感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いいたします。風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくようお願いいたします。

なお、次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。帰国者・接触者相談センターはお住まいの住所を管轄する健康福祉センター(保健所)の「帰国者・接触者相談センター」(平日)、または相談受付(電話 043-223-2989。ファックス 043-224-8910(※聴覚に障害がある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方は、ファックスをご利用ください。))。土曜・日曜・祝日)にご相談ください。各「帰国者・接触者相談センター」の電話番号などは、下記「帰国者・接触者相談センターの開設について」のページをご覧ください。

・帰国者・接触者相談センターの開設について

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/singata-korona-soudan.html>

【相談後、医療機関にかかる時のお願い】

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。



## 市川市における新型コロナウイルス発生への対応について（案）

令和2年3月7日（土）

千葉県健康福祉部高齢者福祉課

- 1 介護保険サービス事業所に対するサービス提供縮小等の準備の要請について
  - ・ 市川市の通所介護事業所における新型コロナウイルス感染症の患者が、さらに広がりを見せた場合、通所介護事業所におけるサービス提供縮小等の要請が必要と考える。
  - ・ 要請にあたっては、感染症拡大防止とともに、介護現場の混乱を避ける必要があることから、いきなり全面休止等を求めるのではなく、利用者の状況に応じ、利用回数の減や要介護度の高い利用者を優先する等のサービス提供の縮小の準備を、市川市内の通所介護事業所等に要請する。
  
- 2 社会福祉施設・事業所や医療機関職員への外出自粛の協力依頼について
  - ・ 外部から社会福祉施設・事業所や医療機関への新型コロナウイルスの侵入を防ぐため、これらの施設の職員の方々が、不要不急の外出や、不特定多数の者が接触するおそれが高い場所への出入りをできる限り避けていただくよう、市川市内の当該施設等に対し、協力を依頼する。

# 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正による新型コロナウイルス感染症への適用について

令和2年3月7日  
健康福祉部

## 1. 法改正の目的

- 新型コロナウイルス感染症対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### 【改正案の概要】

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の適用対象に「新型コロナウイルス感染症」を追加（※2年以内の時限措置）

## 2. 必要な体制整備等

- (1) 政府行動計画に基づく行動計画の作成等の体制整備（法第7条）  
※「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成済み。
- (2) 発生時に国、都道府県は対策本部を設置、緊急事態宣言が出た時に市町村は対策本部を設置（法第15条、22条、34条）  
※現在の「健康危機対策本部」から、特措法に基づく「対策本部」への移行  
※都道府県対策本部長・知事の権限等（一部抜粋）
  - ・県及び関係市町村等が実施する対策の総合調整（法第24条第1項）
  - ・公私の団体又は個人に対し、必要な協力の要請（法第24条第1項）
  - ・医師等に対し、患者に対する医療等の実施の要請・指示（法第31条）等
- (3) 政府対策本部による基本的対処方針の策定・変更（法第18条）

## 3. 緊急事態宣言

- 新型コロナウイルス感染症について、次の要件①及び②を満たす場合、国は専門家等の意見を踏まえ「緊急事態宣言」を行い、「緊急事態措置」を行う地区及び期間等を指定する。

①国内で発生しており、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件（※1）に該当する

②全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件（※2）に該当する

※1：感染した場合における重篤症例の発生頻度が季節性インフルエンザに感染した場合に比して相当程度高いと認められる場合

※2：感染経路が不明又は患者等が新型コロナウイルスを公衆にまん延させるおそれのある行動（不特定多数と長時間濃厚接触をする等）をとっていた場合

- 緊急事態宣言の対象とされた区域を管轄する都道府県知事及び市町村長は、各種緊急事態措置を講じることが可能となる。
- 具体的な状況に応じ、どのような措置を講じるかについては、政府対策本部において「基本的対処方針」として定められることとなる。

#### 4. 緊急事態宣言の対象となる区域に県が指定された場合に知事が行う措置

- (1) 不要不急の外出の自粛要請 (法第 45 条第 1 項)  
※医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤等生活の維持に必要なものは除く。
- (2) 学校・社会福祉施設・興行場等の使用制限等の要請・指示  
(法第 45 条第 2 項)
- (3) 催物の開催の制限の要請・指示 (法第 45 条第 2 項)
- (4) 臨時の医療施設での医療の提供等 (法第 48 条)
- (5) 医薬品等緊急物資の運送の要請・指示 (法第 54 条)
- (6) 医薬品、食品等特定物資の売渡しの要請・収用・保管 (法第 55 条)
- (7) 緊急時の埋葬又は火葬の実施 (法第 56 条)
- (8) 生活関連物資等の価格の安定等に必要な措置 (法第 59 条)

#### <参考情報> ※報道情報による想定

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・改正法案は、3月10日に閣議決定・国会提出後、3月13日に可決・成立の見込み。</li><li>・改正法の施行期日は、公布の日の翌日(3月14日)となる見込み。</li><li>・改正法の新型コロナウイルス感染症への適用は、「施行の日(3月14日)から起算して2年を超えない範囲内」(政令委任)を期限とした時限措置となる見込み。</li></ul> |
|---|

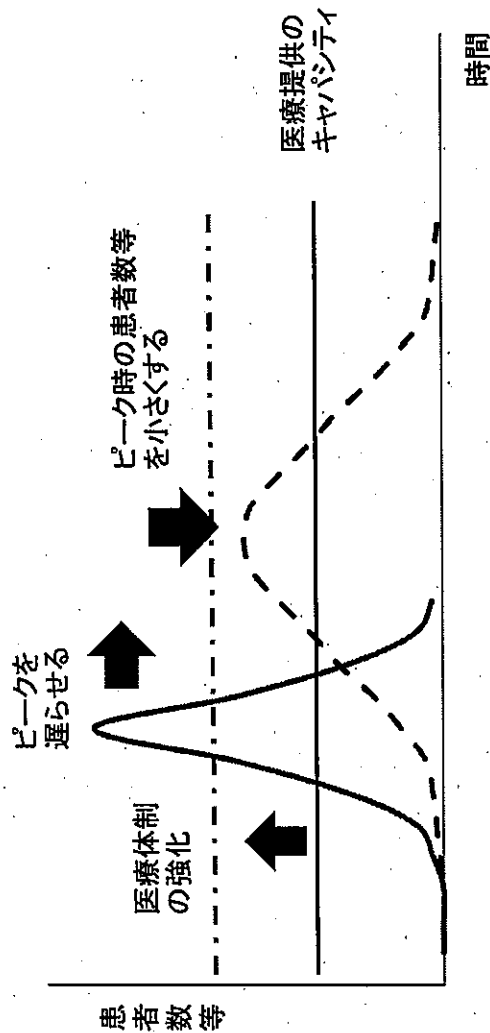
# 千葉県新型インフルエンザ等 対策行動計画概要

# 千葉県新型コロナウイルス感染症等対策行動計画概要

## I 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法と県行動計画について

### ○新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成25年4月13日施行)の目的

新型コロナウイルス感染症に対する対策の強化を図り、新型コロナウイルス等が発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。(第1条抜粋)



	対策なし	対策あり
患者数等	—	—
医療提供のキャパシティ	—	—

参考：流行規模・被害想定  
 ○発病率 県人口の約25%  
 ○医療機関受診者数63万人～121万人  
 ○死亡者数0.8万人～3.1万人  
 ○従業員の欠勤率最大40%程度  
 (ピーク時の約2週間)

※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の医療体制等を考慮していない。

### ○県行動計画の作成

都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルス感染症等対策の実施に関する計画(都道府県行動計画)を作成するものとする。(第7条抜粋)

## II 千葉県新型コロナウイルス対策行動計画概要（従来計画との比較）

○法に基づき、政府行動計画（平成25年6月7日決定）の内容を踏まえて作成  
 ○医療や予防・感染拡大防止など県民の生命・健康の保護対策だけでなく、県民生活・県民経済の安定の確保に関する事項を新たに盛り込む

1. 新型コロナウイルス等に対する体制
2. 感染拡大防止
3. 予防接種
4. 新感染症
5. 県民生活・県民経済の安定の確保

### ●従来の行動計画（平成20年3月31日）と比べた場合の特徴

・発生し、政府対策本部が設置された場合、県全体の危機管理として、ただちに県対策本部を設置（市町村は国の緊急事態宣言後に設置）

・国による新型コロナウイルス等緊急事態宣言  
 ・法に基づく、知事による外出自粛や施設の使用制限の要請等を記載

・特定接種（住民に先行して実施）；対象は登録事業者（医療提供業務、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務等を行う事業者）の従業員等  
 ・住民接種（実施主体は市町村）；対象は住民

・新型コロナウイルスだけでなく、全国かつ急速まん延のおそれのある新感染症も対象

・緊急物資の運送やライフラインの安定供給、県民・事業者への呼びかけなどの事項を新たに記載

# Ⅲ 千葉県新型コロナウイルス対策行動計画概要（発生段階ごとの対策）

	1未発生期	2海外発生期	3県内発生早期	4県内感染期	5小康期
対策の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>平時から、関係機関との連携を図り、体制の構築や、訓練の実施等事前の準備を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報をできるだけ取り集める。</li> <li>県内発生に備えての体制整備。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流行のピークを遅らせるための感染拡大防止策を実施</li> <li>感染拡大に備えた体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大防止から被害軽減に変更</li> <li>必要なライブライン等の事業活動を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対策の評価</li> <li>医療体制、社会経済活動の回復</li> </ul>
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画の作成</li> <li>体制の整備</li> <li>国・市町村等との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府対策本部設置</li> <li>県対策本部設置</li> </ul>	<p>★必要に応じて 国が緊急事態を宣言 (市町村対策本部設置)</p>		
サーベイランス 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>国等からの情報収集</li> <li>通常のインフルエンザのサーベイランス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国等からの情報収集</li> <li>県内発生に備えたサーベイランス体制の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等患者の全数把握</li> <li>患者の臨床情報の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院患者、死亡者の発生動向を調査、重症化の状況を把握</li> <li>集団発生の把握 (患者の増加に伴い全数把握は中止)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き学校等における集団発生状況の把握</li> </ul>
情報提供共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症や公衆衛生に関する情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集した情報を市町村、事業者、県民に提供</li> <li>健康福祉センター等に相談窓口を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や関係機関との情報共有の強化、県民への情報発信の強化</li> <li>窓口等の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供の在り方の見直し等</li> </ul>

5小康期

4県内感染期

3県内発生早期

2海外発生期

1未発生期

<p>予防まん延防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人や職場での基本的な感染対策の啓発</li> <li>検疫所との連携</li> <li>ワクチンの接種体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の水際対策への協力</li> <li>検疫所との連携</li> <li>特定接種の開始</li> <li>住民接種の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨</li> <li>住民接種の開始</li> <li>★外出自粛要請</li> <li>★施設の使用の制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨</li> <li>住民接種の継続</li> <li>★外出自粛要請</li> <li>★施設の使用の制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民接種の継続</li> </ul>
<p>医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療体制の整備</li> <li>医療資機材の整備</li> <li>抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内発生に備えた体制整備</li> <li>帰国者・接触者外来の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症指定医療機関等での診療の継続</li> <li>県内感染期に備えた準備</li> <li>抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般の医療機関での診療に切替</li> <li>臨時の医療施設の設置検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄</li> </ul>
<p>県民生活・県民経済の安定の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県・市町村等は医薬品等必要な物資・資材の備蓄等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定公共機関等の事業継続に向けた準備</li> <li>事業者等の職場における感染予防策の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民・事業者への呼びかけ</li> <li>★電気・ガス・水道等の事業者は必要な措置を開始</li> <li>★緊急物資の運送</li> <li>★生活関連物資等の価格の安定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民・事業者への呼びかけ</li> <li>★電気・ガス・水道等の事業者は必要な措置を実施</li> <li>★緊急物資の運送</li> <li>★生活関連物資等の価格の安定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民・事業者への呼びかけ</li> <li>★緊急事態措置の縮小・中止</li> </ul>

(注)段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。  
 ★国の新型コロナウイルス等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置